

議案第 4 1 号

港湾施設の指定管理者の指定期間の変更について

港湾施設の指定管理者の指定期間（平成 2 5 年 1 0 月 3 日議決）を次のとおり変更する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

現行の指定期間「平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（平成25年9月2日提出・平成25年10月3日議決）

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	名 称 港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年 川崎市告示第35号）に掲げる、護岸、荷さ ばき地、ふ頭用地、船舶給水設備、事務所、 事務所附帯施設、港湾厚生施設、駐車施設、 軌道走行式荷役機械及び電気施設 所在地 川崎市川崎区東扇島92番地（川崎港コンテ ナターミナル）
指定管理者となる 団体	住 所 川崎市川崎区千鳥町22番3号 名 称 川崎臨港倉庫埠頭株式会社 代表者 代表取締役 永野 幸三
現行の指定期間	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

- 2 港湾施設の指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成29年3月31日まで」を
「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」に変更する。

- 3 変更理由

国土交通大臣から京浜港の港湾運営会社が指定されることに伴い、港湾施設（川崎港コンテナターミナル）においても当該港湾運営会社を活用した新たな運営主体を指定管理者に指定する必要があるため、現行の指定管理者の指定期間を3年間から2年間へ変更するものである。